



妊娠 ※1

出産 した方に

妊婦のための支援給付金

合計 **10万円**



妊婦のための支援給付金交付事業（国）



安心して出産・子育てができるよう相談の充実を図り、経済面での負担を軽減するため、妊娠届出時の面談・手続き後、5万円、出生後の面談（産後1～2か月頃の赤ちゃん訪問）・手続き後、児一人当たり5万円を支給します。

妊婦健診の交通費やベビー用品等の購入にお使いください♪

申請者：妊婦

産後ケア・家事支援サービス等の利用料に充ててください♪

申請者：産婦（流産・死産された方も給付の対象になります ※1）

- ・妊婦給付認定申請書
- ・面談

5万円

妊娠届出時

出産に向けて不安なことを解消しましょう。出産までの見通しを立てましょう。

妊娠8か月ころ

体調をお伺いするため、全ての方にお電話します。希望される方は面談も可能です。産後の手続等の確認をしましょう。

出生届出

赤ちゃん訪問連絡票（はがき）を提出または郵送してください。訪問の日程についてお電話させていただきます。

赤ちゃん訪問

保健師または助産師が訪問し、産後のお母さんの体調確認や、赤ちゃんのご様子をお伺いします。

5万円 × 出生数（胎児数）



※1 医師等により胎児心拍が確認され、妊娠と診断を受けた場合に給付の対象となります。流産・死産の場合も同様です。

◎ 申請書類到達から振り込みまで1か月半程度かかります。ご了承ください。

◎ 他の市町村で国の妊婦のための支援給付金の支給を受けている方は申請できません。

◎ 妊婦のための支援給付金（出産・産後）の申請は、出産予定日の8週間前の日以降から申請が可能です。

問い合わせ先 山武市役所 健康支援課 母子保健係

電話：0475-80-1172 mail：kenkoshien@city.sammu.lg.jp